

第 187 回 総会

南部町農業委員会会議録

令和3年2月10日開催

南部町農業委員会

第187回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和3年2月10日(水) 午後1時58分

2. 閉会年月日 令和3年2月10日(水) 午後2時29分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員(15人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理

委員 1番 工藤信仁 2番 川守田雄一

3番 赤石敏文 4番 佐々木一雄

5番 梅内勝治 6番 坂本重悦

7番 山田憲幸 8番 三浦恵美子

10番 坂本誠治 11番 滝田信彦

12番 蹴揚福男 13番 河守田雄一

14番 石橋薫 16番 堀内重男

5. 欠席委員(1人)

欠席者

15番 松村民夫

6. 会議書記

事務局長 夏堀勝徳

主幹 小田原孝治

総括主査 佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第13号 貸借合意解約書の受理について

日程第5 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第8 議案第33号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)

について

日程第9 議案第34号 非農地等証明書交付に関する事務処理要領について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>8 番 三浦恵美子 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第 187 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、15 番松村民夫委員の 1 名より欠席の旨の連絡がありましたのでご報告します。</p> <p>出席委員は 16 名中 <u>15</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第 187 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p>
	<p>(午後 2 時 02 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>1 番 佐々木一雄 委員</p> <p>3 番 梅内勝治 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p>

議 長	<p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第13号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第13号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、4件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成29年10月12日から令和9年10月11日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和3年1月5日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和2年1月15日から令和12年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和3年1月18日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和3年1月12日、土地の引き渡しの時期は令和3年1月13日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号4番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和3年1月20日、土地の引き渡しの時期は令和3年1月21日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>

議 長	<p>次に、日程第5 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、農業委員14番 石橋 薫 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時4分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第30号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は5件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>坂本重悦 調査員</p>
坂本調査員	<p>6番 坂本から説明いたします。</p> <p>去る2月2日、久保田農地利用最適化推進委員と南部分庁舎3階第1会議室において、議案第30号及び議案第31号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第30号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から番号5番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第30号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、石橋 薫 委員の入室を求めます。</p>

	(午後2時 7分着席)
議長	<p>次に、日程第6 議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第31号について、説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>坂本重悦 調査員</p>
坂本調査員	<p>議案第31号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人及び譲受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第31号について、補足いたします。</p> <p>番号1番の申請地の位置ですが、福地・小泉地区で、南部町役場本庁舎から東に約1.2kmの距離に位置し、申請地の東側は宅地、西側及び南北側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第31号について、ご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 31 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 32 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、10 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,434 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 8,503 円です。</p> <p>番号 3 番から番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,946 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,959 円です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 32 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 32 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 33 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 33 号について説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定、並びに地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。</p> <p>受贈者の氏名・住所・農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 33 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 33 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9 議案第 34 号「非農地等証明書交付に関する事務処理要領について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>議案第 34 号について説明いたします。</p> <p>非農地証明に係る処理要領については、登記地目が農地である土地について、農地法第 2 条第 1 項で規定する「農地」に該当しない旨の証明を行うにあたり、必要な事項を定めるものです。</p> <p>事務の流れは、①証明願の申請、②現地調査、③調査結果の報告、④農業委員会総会で審議、⑤申請者へ交付をするという流れとなります。</p> <p>現地調査の際は、要領第 6 の認定基準に従い確認し、非農地認定することとなり、認定できる主なものは、(1) 自然災害など不可抗力により非農地化し、簡易な整備では復原することが困難な土地、(2) 肥培管理を行っていたにもかかわらず、土壌、気象条件などが劣悪で非農地化した</p>

小田原主 幹	<p>もので、簡易な整備によって復原することが困難な土地、(3) 肥培管理を廃止し、おおむね 20 年以上経過したもので、農地利用が困難と認められる土地としています。</p> <p>今回の非農地証明の要領を定める理由は、所有者が法務局において行う、地目変更登記の手続きを円滑にするため、また近隣町村の農業委員会において、地目変更に係る非農地証明を交付していることから、要領を定めて交付するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 34 号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第 34 号「非農地等証明書交付に関する事務処理要領について」は、承認することに決定いたしました。</p>
	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p>
	<p>第 187 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p>
	<p>(午後 2 時 29 分)</p>
	<p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 2 月 10 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員

